

地域公共交通確保・維持事業について

資料5

(1) 地域間幹線系統について

他市町に跨る地域間幹線系統は、複数地域の交流を活性化するために重要な路線です。しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要があります。対象となる系統は、以下のとおりとしますが、必要に応じて活性化協議会において見直しを行います。

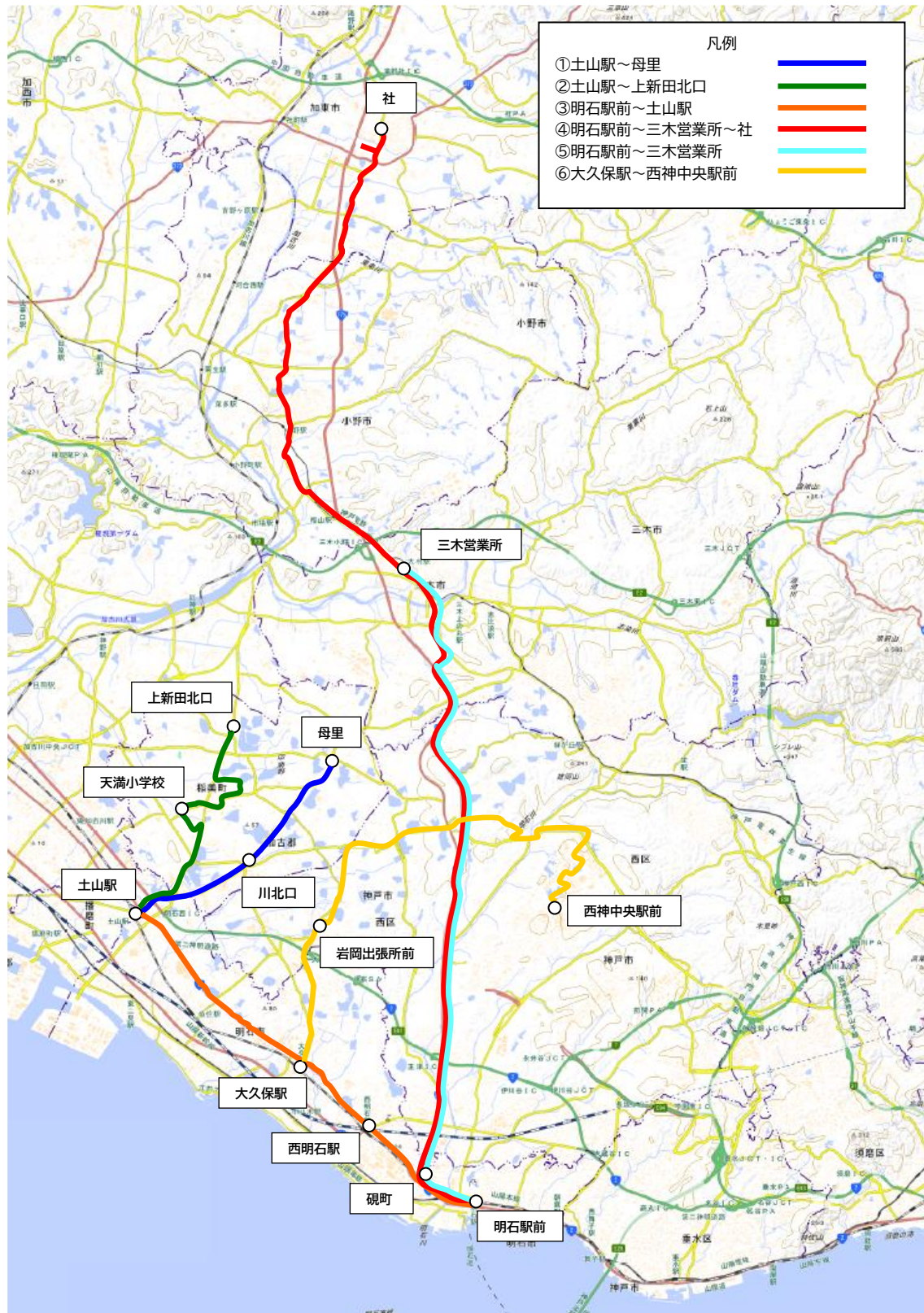
NO	運行事業者 (実施主体)	位置付け	運行系統名	役割	補助事業 の活用
①	神姫バス(株)	地域内幹線	土山駅～母里	明石市魚住町北西部地域、加古川市および稲美町と JR 土山駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
②	神姫バス(株)	地域内幹線	土山駅～上新田北口	明石市魚住町北西部地域、加古川市および稲美町と JR 土山駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
③	神姫バス(株)	地域内幹線	明石駅前～土山駅	JR 明石駅～JR 土山駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
④	神姫バス(株)	地域内幹線	明石駅前～三木営業所～社	明石市大道町・和坂地域、神戸市西区および北播磨地域と JR 明石駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
⑤	神姫バス(株)	地域内幹線	明石駅前～三木営業所	明石市大道町・和坂地域、神戸市西区および北播磨地域と JR 明石駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
⑥	神姫バス(株)	地域内幹線	大久保駅～西神中央駅前	JR 大久保駅から明石市大久保町地域および神戸市西区西部・北部地域と神戸市営地下鉄西神中央駅間の移動手段を確保する。	幹線補助

令和9年度（令和8年10月1日～令和9年9月30日）補助路線（見込み）

なお、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持するにあたっての目標は下記のとおりとします。

目標	数値指標	データ取得方法	現況値（R6年度）	目標値（R14年度）
交通事業者との連携強化による路線の維持改善	市内バスの年間利用者数	バス事業者保有の乗降データにより毎年計測	37,727 千人／年	35,000 千人／年
地域全体で支える持続可能な公共交通	公共交通に係る市の財政負担	普通会計決算により毎年整理	利用者1人あたり92円／人	利用者1人あたり138円／人

(2) 地域間幹線系統図(全体)



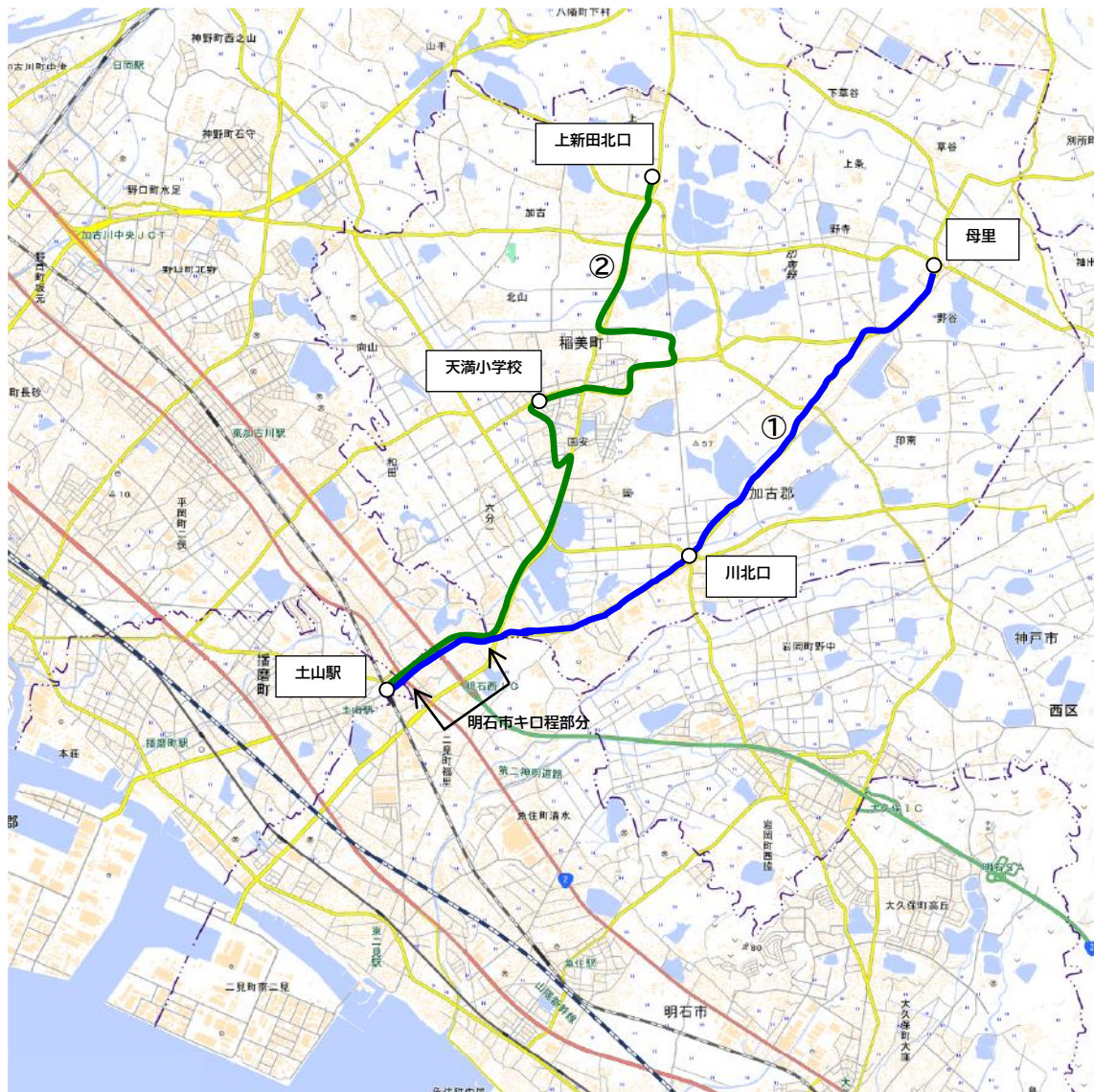
出典：国土地理院地図

(3) 地域間幹線系統図(個別)

NO	運行事業者 (実施主体)	運行系統名	起点	主な経由地	終点	事業許可 区分	運行態様	キロ程 (km)	うち 明石市 (km)	補助事業 の活用
①	神姫バス(株)	土山駅～母里	土山駅	川北口	母里	4条乗合	路線定期 運行	7.7	0.5	幹線補助
②	神姫バス(株)	土山駅～ 上新田北口	土山駅	天満小学校	上新田北口	4条乗合	路線定期 運行	8.4	0.5	幹線補助

①、②はいずれも隣接する市町と JR 土山駅を結び、通勤通学、買物、通院等の日常生活における移動手段として不可欠な役割を担いながら、JR 土山駅からは他路線や鉄道による広域な移動も可能となる重要な路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要がある。

出典：国土地理院地図



案

NO	運行事業者 (実施主体)	運行系統名	起点	主な経由地	終点	事業許可 区分	運行態様	キロ程 (km)	うち 明石市 (km)	補助事業 の活用
③	神姫バス(株)	明石駅前～ 土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	4条乗合	路線定期 運行	13.8	13.6	幹線補助

③は JR および山陽明石駅から JR 西明石駅を経由して JR 土山駅を結び、鉄道と並行しながらも、鉄道駅までは一定の距離がある利用者も多いことから、通勤通学、買物、通院等の日常生活における移動手段として不可欠な役割を担いながら、鉄道への接続による広域な移動も可能とする重要な路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要がある。



出典：国土地理院地図

案

NO	運行事業者 (実施主体)	運行系統名	起点	主な経由地	終点	事業許可 区分	運行態様	キロ程 (km)	うち 明石市 (km)	補助事業 の活用
④	神姫バス(株)	明石駅前～ 三木営業所～社	明石駅前	三木営業所	社	4条乗合	路線定期 運行	36.5	3.1	幹線補助
⑤	神姫バス(株)	明石駅前 ～三木営業所	明石駅前	硯町	三木営業所	4条乗合	路線定期 運行	20.9	3.1	幹線補助

④、⑥はいずれも隣接する市とJR および山陽明石駅を結び、通勤通学、買物、通院等の日常生活における移動手段として不可欠な役割を担いながら、明石駅からは他路線や鉄道による広域な移動も可能となる重要な路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要がある。

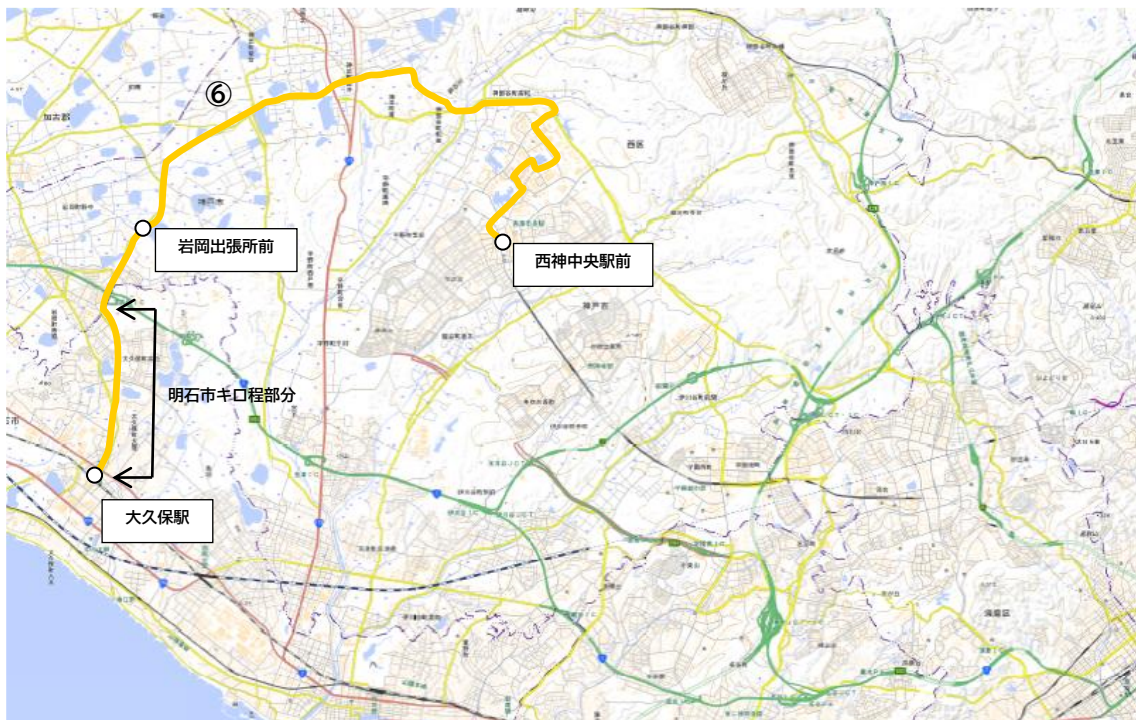


出典：国土地理院地図

案

NO	運行事業者 (実施主体)	運行系統名	起点	主な 経由地	終点	事業許可 区分	運行態様	キロ程 (km)	うち 明石市 (km)	補助事業 の活用
⑥	神姫バス(株)	大久保駅～ 西神中央駅前	大久保駅	岩岡 出張所前	西神中央 駅前	4条乗合	路線定期 運行	18.7	3.2	幹線補助

⑥は JR 大久保駅から神戸市西区の西部・北部地区を経由して神戸市営地下鉄西神中央駅を結び、通勤通学、買物、通院等の日常生活における移動手段として不可欠な役割を担いながら、鉄道への接続による広域な移動も可能とする重要な路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要がある。



出典：国土地理院地図

令和 8 年 5 月 2 8 日

前回計画時からの変更箇所は
赤字で記載しております。

明石市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
明石市においては、神戸方面や姫路方面への東西の移動は、主に 2 つの鉄道路線（ＪＲ・山陽電鉄）が担い、南北の移動は、路線バス、路線バスが運行していない市西部地域ではコミュニティバスが担い、市の多くのエリアにおいて公共交通によるネットワークを形成している。 また、鉄道駅からの通勤や通学をはじめ、通院や買物等の日常生活において、明石市及び周辺市町の住民が利用する、複数市町にまたがるバス路線は必要不可欠な交通手段となっている。 このため、地域公共交通確保維持事業により、鉄道駅を基点とした複数市町をまたがる路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 ・対象 6 路線の利用者数を 1,800,000 人以上（直近年度の実績 1,789,693 人）とする。 ・対象 6 路線の収支率を 80% 以上（直近年度の実績 78.4%）とする。
(2) 事業の効果 対象路線を維持することにより、明石市と東播地区、北播地区及び神戸市西部エリアがそれぞれ鉄道駅を基点として結ばれ、沿線住民の通勤や通学、買物等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。 また、鉄道との連携が図られることで広域な移動も可能となり、外出促進や地域活性化、さらには観光の促進にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者） ・並走路線の再編による需要の集約（事業者） ・鉄道や路線バス、コミュニティバスなど公共交通のネットワークが一目でわかる公共交通マップを作成し、窓口等に設置、希望者へ配布（明石市） ・路線バス沿線の小学校において、モビリティマネジメント（出前講座）を実施（明石市、事業者）（明石市総合交通計画 P61 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添、表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添、表 2 のとおり 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対し、明石市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた差額を、系統キロ程に対する明石市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・バス事業者保有のデータ（停留所毎の乗降調査、系統別輸送実績等）による。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
-該当なし-
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
別添、表 4 のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添、「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」のとお
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
-該当なし-
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
補助対象路線を走行している車両の老朽化が進んでおり、早急な買い換えが必要となっていたことから、利用者の安全性確保のために令和 5 年度で 3 両を新規購入し、更新を行なっている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

・主な対象となる2路線について下記のとおりとする <u>社～明石線</u> ・利用者数を 325,000 人以上（直近年度の実績 320,399 人）とする。 ・収支率を 65%以上（直近年度の実績 63.6%）とする。 <u>明石～土山線</u> ・利用者数を 420,000 人以上（直近年度の実績 408,067 人）とする。 ・収支率を 70%以上（直近年度の実績 69.2%）とする。	
(2) 事業の効果	
補助対象路線を走行している車両のうち、老朽化が進んだ車両を更新することで、より安全で快適な走行が可能となり、沿線住民にとって日常生活に必要な移動手段を、安心して利用することができる環境を確保・維持することにつながる。	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
別添、表6のとおり なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する社～明石線等の車両の取得について、購入費用総額 26,070 千円/台のうち、明石市から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額（15,000 千円/台）から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で按分し負担することとしている。	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
-該当なし-	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
-該当なし-	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
-該当なし-	
(2) 事業の効果	
-該当なし-	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
-該当なし-	
18. 協議会の開催状況と主な議論	

令和5年12月15日	協議会設置
令和6年 6月 3日～令和6年 6月14日	計画の変更、費用負担について協議
令和7年 3月 3日～令和7年 3月17日	計画の変更、ダイヤ改正について協議
令和7年 5月21日	計画の変更、費用負担について協議
令和8年 1月15日 ～ 令和8年1月28日	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
令和8年 5月28日	計画の変更、費用負担について協議
19. 利用者等の意見の反映状況	
路線バスについて、令和6年4月のダイヤ改正にあたり、自治会等の代表者からまちづくり協議会にて事前に説明を行い、個別に説明を求められた地区へは訪問して説明した。 コミュニティバスである「たこバス」の拡大を望む声は一定あるものの、現状で路線バスとのすみわけによる均衡が図られていることから、今後も、路線バス、コミュニティバスとも、その路線網や運行本数などのサービス水準をできる限り維持することに重点を置いている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

(所 属) 明石市都市局都市整備室都市総務課

(氏 名) 豊田

(電 話) 078-918-5035

(e-mail) kousei@city.akashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度

※令和10年度、令和11年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (明石市)	神姫バス株式会社	(1) 土山駅～川北口～母里(10)	403.5	
		(2) 上新田北口～天満小学校～土山駅(11)	222.5	
		(3) 社～三木営業所～明石駅前(12)	2,083.0	
		(4) 三木営業所～硯町～明石駅前(17)	1,081.0	
		(5) 明石駅前～西明石駅～土山駅(18)	17,436.0	
		(6) 大久保駅～岩岡出張所前～西神中央駅前(20)	170.5	
合 計			21,396	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表 1

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	集合バス事業						R7
	営業収益	10,827,028千円	営業外収益	75,596千円	経常収益(イ)	10,902,624千円	
	営業費用	11,707,862千円	営業外費用	11,818千円	経常費用(ロ)	11,719,680千円	
	営業損益	△ 880,834千円	営業外損益	63,778千円	経常損益	△ 817,056千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,920,097.0 km				経常収支率	93.02 %	

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業						R6
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ)	10,132,189千円	
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ)	11,349,486千円	
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	23,327,301.0 km				経常収支率	89.27 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業						R5
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ)	9,276,469千円	
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ)	10,708,300千円	
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,543,645.0 km				経常収支率	86.62 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	454円/82銭	486円/53銭	511円/32銭
京阪神	454円/82銭	486円/53銭	511円/32銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	484円/22銭	446円/82銭	446円/82銭	37円/40銭	475円/67銭
京阪神	484円/22銭	589円/52銭	484円/22銭		475円/67銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当 年度 基準期間の 前 年度	3 / 3 2 / 3	 28.61%
		基準期間の 前々 年度	1 / 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計画 運 行 日 数	計画 運 行 回 数 ()	計画 平均 乗 車 密 度	計画 輸 送 量	系 統 キ ロ 程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府 県外乗入部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との競合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率 (「(チー(リ)+ヌ+ ル)÷チ=ブ
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ	オ		オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ					
10			土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,895.0回 (16.1回)	4.7	75.6人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		(平均)		往0.5km 復0.5km	0.5km			(平均)	%	93.506	
加古川市											往7.7km 復7.7km	7.7km						往0.5km 復0.5km	0.5km			%	6.493
											往7.7km 復7.7km	7.7km						往0.5km 復0.5km	0.5km			%	84.415
											往7.7km 復7.7km	7.7km						往0.2km 復0.2km	0.2km			%	2.597
											往7.7km 復7.7km	7.7km						往0.2km 復0.2km	0.2km			%	2.597
11			上新田北口～天 満小学校～土山 駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,592.5回 (20.8回)	6.7	139.3人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		(平均)		往0.5km 復0.5km	0.5km			(平均)	%	94.047	
											往8.4km 復8.4km	8.4km						往0.5km 復0.5km	0.5km			%	5.952
											往8.4km 復8.4km	8.4km						往7.2km 復7.2km	7.2km			%	85.714
											往8.4km 復8.4km	8.4km						往0.2km 復0.2km	0.2km			%	2.380
12			社～三木営業所 ～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	365日	3,760.0回 (10.3回)	7.2	74.1人	往36.5km 復36.5km	(平均) 36.5km		(平均)		往16.4km 復16.4km	16.4km			(平均)	%	55.068	
											往36.5km 復36.5km	36.5km						往4.5km 復4.5km	4.5km			%	12.328
											往36.5km 復36.5km	36.5km						往10.1km 復10.1km	10.1km			%	27.671
											往36.5km 復36.5km	36.5km						往5.5km 復5.5km	5.5km			%	15.068
(17)			三木営業所～曙 町～明石駅前	三木営業所	曙町	明石駅前	365日	3,161.0回 (8.6回)	7.5	64.5人	往20.9km 復20.9km	(平均) 20.9km		(平均)		往16.4km 復16.4km	16.4km			(平均)	%	21.531	
											往20.9km 復20.9km	20.9km						往4.5km 復4.5km	4.5km			%	21.531
											往14.0km 復13.6km	(平均) 13.8km		(平均)		往13.8km 復13.4km	13.6km			(平均)	%	1.449	
											往14.0km 復13.6km	13.8km						往0.2km 復0.2km	0.2km			%	1.449
計			5系統								往87.5km 復87.1km	(平均) 87.3km		(平均)		往47.8km 復47.2km	(平均) 47.4km			(平均)			

京 阪 神	(10)	土山駅～川北口～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,895.0回 (16.1回)	4.7	75.6人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		(平均)		往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)		%	%		
	明石市									往7.7km 復7.7km	7.7km						往0.5km 復0.5km	0.5km			6.493	%	
	(11)	上新田北口～天満小学校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,592.5回 (20.8回)	6.7	139.3人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		(平均)		往7.9km 復7.9km	(平均) 7.9km		(平均)		%	%		
	明石市									往8.4km 復8.4km	8.4km						往0.5km 復0.5km	0.5km			5.952	%	
	(12)	社～三木営業所～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	365日	3,760.0回 (10.3回)	7.2	74.1人	往36.5km 復36.5km	(平均) 36.5km		(平均)		往20.1km 復20.1km	(平均) 20.1km		(平均)		%	%		
	神戸市									往36.5km 復36.5km	36.5km						往13.3km 復13.3km	13.3km			44.931	%	
	明石市									往36.5km 復36.5km	36.5km						往3.1km 復3.1km	3.1km			36.38	%	
	17	三木営業所～曙町～明石駅前	三木営業所	曙町	明石駅前	365日	3,161.0回 (8.6回)	7.5	64.5人	往20.9km 復20.9km	(平均) 20.9km		(平均)		往4.5km 復4.5km	(平均) 4.5km		(平均)		%	%		
	神戸市									往20.9km 復20.9km	20.9km						往13.3km 復13.3km	13.3km			78.468	%	
	明石市									往20.9km 復20.9km	20.9km						往3.1km 復3.1km	3.1km			63.636	%	
	18	明石駅前～西明石駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	365日	7,597.5回 (21.8回)	6.0	130.8人	往14.0km 復13.6km	(平均) 13.8km		(平均)		往0.2km 復0.2km	(平均) 0.2km		(平均)		%	%		
	明石市									往14.0km 復13.6km	13.8km						往13.8km 復13.4km	13.6km			96.550	%	
	20	大久保駅～岩間出張所前～西神中央駅前	大久保駅	岩間出張所前	西神中央駅前	365日	4,559.0回 (12.4回)	9.5	117.8人	往18.7km 復18.7km	(平均) 18.7km		(平均)			(平均)		(平均)		%	%		
	明石市									往18.7km 復18.7km	18.7km						往3.2km 復3.2km	3.2km			100.000	%	
	神戸市									往18.7km 復18.7km	18.7km						往15.9km 復15.9km	15.9km			17.112	%	
	計	6系統									往106.2km 復105.8km	(平均) 106.0km	(平均)		往39.9km 復39.9km	(平均) 39.9km		(平均)				82.887	%
	合計	11系統									往193.7km 復192.9km	(平均) 193.3km	(平均)		往87.9km 復87.1km	(平均) 87.3km		(平均)					

神姫バス株式会社

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置 (「ター」(リ+ス)+ 「チ」=「テ」)	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率	計画乗車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額: カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象系統の 経常収益の見込 額
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3ヵ年平均		基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
						基準期間における 乗車走行キロ当 たり経常収益 の運賃改定による増減分 F×G×H(1+α×β)× F=α×G×(1+α×β)× F=														

神姫バス株式会社

補助 ブ ロッ ク 名	申請 番号	特 例 措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係る もの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助ブ ロック都道府県外 に属する以外に 係るもの	計画平均乗車 密度がら入 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合								
													都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
													負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
	10		13,344,194円	18,253,647円	13,344,194円	12,477,622円	12,477,622円	11,625,113円	11,625 千円	5,812.5千円	16,739,478円	10,926,978円									
	加古川市					866,438円		807,240円	807 千円	404.0千円	1,086,894円	682,894円	53,867円	7.9%	350,133円	51.3%			278,894円	40.8%	
	稲美町					11,264,501円		10,494,876円	10,494 千円	5,247.5千円	14,130,630円	8,883,130円	699,666円	7.9%	4,547,834円	51.2%			3,635,630円	40.9%	

愛 知 県	播磨町				346,548円		322,870円	322 千円	161.0千円	434,724円	273,724円	21,466円	7.8%	139,534円	51.0%			112,724円	41.2%	
	11	7,478,491円	25,647,156円	7,478,491円	7,033,296円	7,033,296円		7,033 千円	3,516.5千円	12,249,010円	8,732,510円									
	加古川市				445,119円			445 千円	222.5千円	729,061円	506,561円	29,666円	5.9%	192,834円	38.1%			284,061円	56.0%	
	稲美町				6,410,113円			6,410 千円	3,205.0千円	10,499,116円	7,294,116円	427,334円	5.9%	2,777,666円	38.1%			4,089,116円	56.0%	
	播磨町				177,988円			177 千円	89.0千円	291,526円	202,526円	11,866円	5.9%	77,134円	38.1%			113,526円	56.0%	
	12	49,055,065円	55,189,418円	49,055,065円	27,013,643円	27,013,643円		27,013 千円	13,506.5千円	59,320,617円	45,814,117円									
	加東市				6,047,508円			6,047 千円	3,024.0千円	7,313,045円	4,289,045円	403,201円	9.4%	2,620,799円	61.1%			1,265,045円	29.5%	
	小野市				13,574,027円			13,574 千円	6,787.0千円	16,414,607円	9,627,607円	904,933円	9.4%	5,882,067円	61.1%			2,840,607円	29.5%	
	三木市				7,391,617円			7,391 千円	3,695.5千円	8,938,430円	5,242,930円	492,733円	9.4%	3,202,767円	61.1%			1,547,430円	29.5%	
	(17)	14,581,845円	26,567,206円	14,581,845円	3,139,617円	3,139,617円		3,139 千円	1,569.5千円	19,523,499円	17,953,999円									
	三木市				3,139,617円			3,139 千円	1,569.5千円	4,203,604円	2,634,104円	209,267円	7.9%	1,360,233円	51.6%			1,064,604円	40.5%	
	(18)	35,385,813円	44,252,954円	35,385,813円	512,740円	512,740円		512 千円	256.0千円	43,617,120円	43,361,120円									
	播磨町				512,740円			512 千円	256.0千円	632,012円	376,012円	34,133円	9.1%	221,867円	59.0%			120,012円	31.9%	
	計	119,845,409円	169,910,380円	119,845,409円	50,176,216円	50,176,918円	11,624,986円	49,318 千円	24,661.0千円	64,673,649円	40,012,649円	3,288,132円	8.2%	21,372,868円	53.4%			15,351,649円	38.4%	
	(10)	13,344,193円	19,781,524円	13,344,193円	866,438円	866,438円	807,240円	807 千円	403.5千円	13,344,193円	12,940,693円									
	明石市				866,438円		807,240円	807 千円	403.5千円	866,438円	462,938円	53,801円	11.6%	349,699円	75.5%			59,438円	12.9%	
	(11)	7,478,491円	27,793,888円	7,478,491円	445,119円	445,119円		445 千円	222.5千円	7,478,491円	7,255,991円									
	明石市				445,119円			445 千円	222.5千円	445,119円	222,619円	29,667円	13.3%	192,833円	86.6%			119円	0.1%	
	(12)	49,055,065円	59,808,917円	49,055,065円	22,040,931円	22,040,931円		22,040 千円	11,020.0千円	49,055,065円	38,035,065円									
	神戸市				17,874,684円			17,874 千円	8,937.0千円	17,874,684円	8,937,684円	1,191,900円	13.3%	7,744,936円	86.7%			1,148円		
	明石市				4,166,246円			4,166 千円	2,083.0千円	4,166,246円	2,083,246円	277,733円	13.3%	1,805,267円	86.7%			246円		
	17	14,581,844円	28,790,950円	14,581,844円	11,442,081円	11,442,081円		11,442 千円	5,721.0千円	14,581,844円	8,860,844円									
	神戸市				9,279,302円			9,279 千円	4,640.0千円	9,279,302円	4,639,302円	618,666円	13.3%	4,021,334円	86.7%			-698円		
	明石市				2,162,779円			2,162 千円	1,081.0千円	2,162,779円	1,081,779円	144,133円	13.3%	936,867円	86.6%			779円	0.1%	
	18	35,385,813円	47,957,042円	35,385,813円	34,872,718円	34,872,718円		34,872 千円	17,436.0千円	35,385,813円	17,949,813円									
	明石市				34,872,718円			34,872 千円	17,436.0千円	34,872,718円	17,436,718円	2,324,800円	13.3%	15,111,200円	86.7%			718円		
	20	1,993,222円	37,153,217円	1,993,222円	1,993,222円	1,993,222円		1,993 千円	996.5千円	1,993,222円	996,722円									
	明石市				341,080円			341 千円	170.5千円	341,080円	170,580円	22,733円	13.3%	147,766円	86.6%			81円	0.1%	
	神戸市				1,652,121円			1,652 千円	826.0千円	1,652,121円	826,121円	110,133円	13.3%	715,821円	86.6%			167円	0.1%	
	計	121,838,628円	221,285,536円	121,838,628円	71,660,487円	71,660,509円	807,240円	71,596 千円	35,799.5千円	71,660,487円	35,860,987円	4,773,266円	13.3%	31,025,723円	86.5%			61,998円	0.2%	
	合計	241,684,036円	391,195,918円	241,684,036円	121,836,703円	121,837,427円	12,432,226円	120,916 千円	60,460千円	136,334,136円	75,873,636円	8,061,388円	10.6%	52,398,591円	69.1%			15,413,647円	20.3%	

表 4

[illegible]

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容(令和9年度)

表 5

申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	生産性向上の取組に係る取組内容と定量的な効果目標	実施主体と実施時期
10	土山駅～川北口～母里	土山駅	川北口	母里	①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 ③稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、対前年で収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②播磨町・明石市・稲美町・神姫バス株式会社 ③稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
11	上新田北口～天満小学校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 ④稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③播磨町・明石市・稲美町・神姫バス株式会社 ④稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
12	社～三木営業所～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 ⑤加東市・三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ⑥西脇市・加東市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出 ⑦沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社 ⑤加東市・三木市・神姫バス株式会社 ⑥加東市・西脇市・神姫バス株式会社 ⑦加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年で実施を予定する。対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする
17	三木営業所～硯町～明石駅前	三木営業所	硯町	明石駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 ⑤三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④三木市・明石市・神姫バス株式会社 ⑤三木市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
18	明石駅前～西明石駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	①沿線の買い物・通院需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続(大久保駅への乗り入れによる鉄道との接続強化と駅前施設へのアクセシビリティ向上) ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅・大久保駅・土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。	①明石市・神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
20	大久保駅～岩岡出張所前～西神中央駅前	大久保駅	岩岡出張所前	西神中央駅前	①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④神戸市バス競合区間における、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利用しやすいダイヤ設定の推進 ⑤沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。大久保駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 ⑥沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④神戸市バス株式会社 ⑤明石市・神姫バス株式会社 ⑥明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年で実施を予定する。対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする。

表 6

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

表 7

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・18号	第12・13・21号
	2～3	社～三木営業所～明石駅前 三木営業所～養田～西神中央駅前	第12・14号	第14・17号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $ク \times ヤ \div 12$ (月) = マ (最終年度) $ク = マ$	計画額(千円)	* 残存価格(円)
		前年度 $?$ (2年目のみ $?$) の額 = $ナ$	(定率法) $ナ \times 0.4 = ム$ (定額法) $ナ \times 0.2 = ム$								$ラ - マ = フ$
1	15,000,000	3,310,382	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	2,660,764
2	15,000,000	3,310,382	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	2,660,764
3	15,000,000	3,310,382	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	2,660,764
計	45,000,000	9,931,146	9,000,000	0	9,000,000	1,948,854	1,948,854		1,949 千円	974	7,982,292

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) $ナ$ の額以内 = $コ$	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) $ア \times 1/2 = サ$
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) $マ + ア$	計画額(千円) $ケ + サ$
1,949	974

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具 体的 概 要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 京阪神	1～3	129,000円	13%	843,000円	87%			2,400円		
合計		129,000円		843,000円				2,400円		

資料 6

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・19号	第12・13・21号
	2～3	社～三木営業所～明石駅前 三木営業所～養田～西神中央駅前	第12・15号	第14・17号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費		計画額(千円)	* 残存価格(円)
		前年度7(2年目のみナ)の額=ウ	(定率法) ヲ×0.4=ム (定額法) ノ×0.2=ム						ケ×ヤ÷12(月)=マ (最終年度) ケ=マ	マ×1/2=ケ		
1	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8		3,310,382
2	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8		3,310,382
3	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8		3,310,382
計	45,000,000	11,880,000	9,000,000	0	9,000,000	1,948,854	1,948,854		1,949 千円	974		9,931,146

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内=コ				エ	テ	ア	ア×1/2=サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
1,949	974

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具 体的 概 要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 京阪神	1～3	129,000円	13%	843,000円	87%			2,400円		
合計		129,000円		843,000円				2,400円		